

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																														
<p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(1) 定義 (表は省略)</p> <p>(2) 分任出納役</p> <table border="1" data-bbox="176 475 1010 807"> <tr> <td>分任出納役として指定する役職</td> <td colspan="2">事務の範囲</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>小金井地区事務部長</td> <td colspan="2">工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、<u>技術経営研究科</u>、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、<u>学術研究支援総合センター(機器分析施設)</u>及び科学博物館における収入金の収納事務</td> </tr> </table> <p>3) 出納役所属出納員</p> <table border="1" data-bbox="176 858 1010 1094"> <thead> <tr> <th>部課</th> <th>出納員として指定する役職</th> <th>事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">学務部学生総合支援課</td> <td>学務部学生総合支援課 学生支援係長</td> <td rowspan="3">館山荘における収入金の収納事務</td> </tr> <tr> <td>学務部 学生総合支援課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 分任出納役所属出納員 (表は省略)</p> <p>別表第4の1(第4条関係) 契約担当役の代行機関の補助者の職位及び事務の範囲</p> <table border="1" data-bbox="176 1305 1010 1458"> <tr> <td>代行機関の補助者として指定する職位</td> <td>補助者が処理する事務の範囲</td> </tr> <tr> <td><u>総務部総務課広報室</u> 広報係長</td> <td><u>総務部総務課広報室</u>の所掌に係る契約に関する事務</td> </tr> </table>	分任出納役として指定する役職	事務の範囲		(略)	(略)		小金井地区事務部長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、 <u>技術経営研究科</u> 、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、 <u>学術研究支援総合センター(機器分析施設)</u> 及び科学博物館における収入金の収納事務		部課	出納員として指定する役職	事務の範囲	学務部学生総合支援課	学務部学生総合支援課 学生支援係長	館山荘における収入金の収納事務	学務部 学生総合支援課課長補佐	(略)	(略)	(略)	(略)	代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	<u>総務部総務課広報室</u> 広報係長	<u>総務部総務課広報室</u> の所掌に係る契約に関する事務	<p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(1) 定義 (表は省略)</p> <p>(2) 分任出納役</p> <table border="1" data-bbox="1072 475 1906 807"> <tr> <td>分任出納役として指定する役職</td> <td colspan="2">事務の範囲</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>小金井地区事務部長</td> <td colspan="2">工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、<u>学術研究支援総合センター(機器分析施設)</u>及び科学博物館における収入金の収納事務</td> </tr> </table> <p>(3) 出納役所属出納員</p> <table border="1" data-bbox="1072 858 1906 983"> <thead> <tr> <th>部課</th> <th>出納員として指定する役職</th> <th>事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 分任出納役所属出納員 (表は省略)</p> <p>別表第4の1(第4条関係) 契約担当役の代行機関の補助者の職位及び事務の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1072 1305 1906 1458"> <tr> <td>代行機関の補助者として指定する職位</td> <td>補助者が処理する事務の範囲</td> </tr> <tr> <td><u>総務部総務課広報・基金室</u> 広報・基金係長</td> <td><u>総務部総務課広報・基金室</u>の所掌に係る契約に関する事務</td> </tr> </table>	分任出納役として指定する役職	事務の範囲		(略)	(略)		小金井地区事務部長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、 <u>学術研究支援総合センター(機器分析施設)</u> 及び科学博物館における収入金の収納事務		部課	出納員として指定する役職	事務の範囲	(削る)			(略)	(略)	(略)	代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	<u>総務部総務課広報・基金室</u> 広報・基金係長	<u>総務部総務課広報・基金室</u> の所掌に係る契約に関する事務	
分任出納役として指定する役職	事務の範囲																																															
(略)	(略)																																															
小金井地区事務部長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、 <u>技術経営研究科</u> 、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、 <u>学術研究支援総合センター(機器分析施設)</u> 及び科学博物館における収入金の収納事務																																															
部課	出納員として指定する役職	事務の範囲																																														
学務部学生総合支援課	学務部学生総合支援課 学生支援係長	館山荘における収入金の収納事務																																														
	学務部 学生総合支援課課長補佐																																															
	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																														
代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲																																															
<u>総務部総務課広報室</u> 広報係長	<u>総務部総務課広報室</u> の所掌に係る契約に関する事務																																															
分任出納役として指定する役職	事務の範囲																																															
(略)	(略)																																															
小金井地区事務部長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、 <u>学術研究支援総合センター(機器分析施設)</u> 及び科学博物館における収入金の収納事務																																															
部課	出納員として指定する役職	事務の範囲																																														
(削る)																																																
(略)	(略)	(略)																																														
代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲																																															
<u>総務部総務課広報・基金室</u> 広報・基金係長	<u>総務部総務課広報・基金室</u> の所掌に係る契約に関する事務																																															

(略)	(略)	(略)	(略)
別表第4の2(第4条関係) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲		別表第4の2(第4条関係) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲	
会計機関及び代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	会計機関及び代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
(略)	(略)	(略)	(略)
研究国際部国際交流課 留学交流係長	研究国際部国際交流課留学生係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	研究国際部国際交流課 国際交流係長	研究国際部国際交流課国際交流係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則 (規程第 26 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。